五　リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	三一〇、〇〇〇円
		〇円

二　道府県等が経営する病院について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号に掲げる病院の一般病床等の許可病床の数は、それぞれ百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に〇・二五を乗じて得た数を控除して得た数（以下「中核要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数が中核要件該当許可病床の数以上となる場合は中核要件該当許可病床の数とし、中核要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「中核要件該当施設全体の最大使用病床の数」という。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額）の合算額

区　分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五四九、〇〇〇円

精神病床の許可病床の数		一、五二三、〇〇〇円
五　リハビリテーション専門病院	稼動病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	三一〇、〇〇〇円
		〇円

二　道府県等が経営する病院について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号に掲げる病院の一般病床等の許可病床の数から、それぞれ百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に〇・二五を乗じて得た数を控除して得た数（以下「中核要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（稼働病床の数が中核要件該当許可病床の数以上となる場合は中核要件該当許可病床の数とし、中核要件該当許可病床の数未満となる場合は当該稼働病床の数（以下「中核要件該当稼働病床の数」という。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額）の合算額

区　分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	稼働病床の数	一、五四九、〇〇〇円